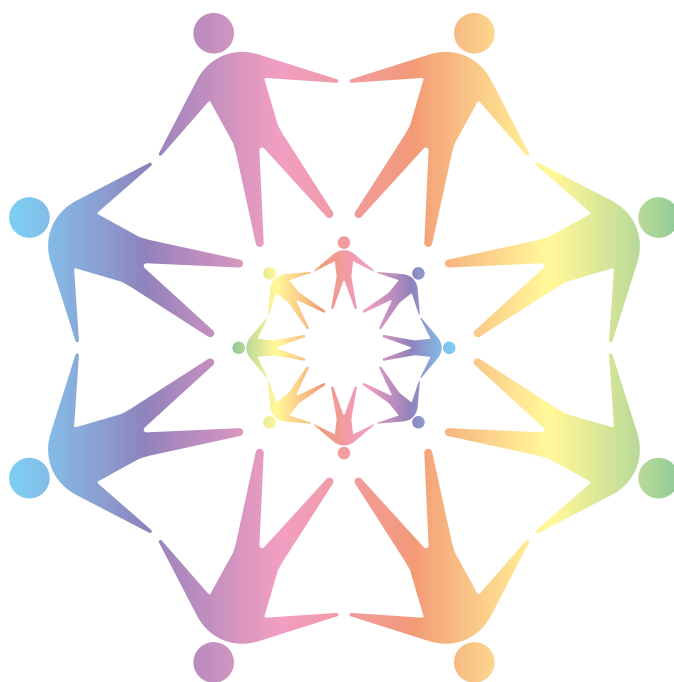


第 6 期地域福祉実践計画

《令和 2 年度～令和 4 年度》

「互いにたすけあい安心して暮らせる町」



社会福祉法人 別海町社会福祉協議会

は じ め に

別海町民に「福祉」という言葉が初めて認識されたのは、今から半世紀も前の、昭和の40年代前半でした。きっかけは、当時の別海村に「福祉センター」建設の話が広まり、「何をするための建物だろう？」という素朴な疑問を抱いたからです。

「福祉」とは如何なるものかを知らず、字面だけを見れば「福」は、「幸福」「福笑い」「福を呼ぶ」「福祿寿」「福寿草」などの「福」で、何だかおめでたくて幸せな印象を与える文字です。ところが「祉」の文字は、「福祉」という熟語になっていなければ、日常生活では使わない文字です。ですから、「福祉センターとは、いったい何をするとところなんだ？」という、当時の別海村民の疑問は当然のことだったのでした。

後から分かったことですが、「福祉センター」建設の話は、当時の別海村長・上杉貞氏が、医療・保健・福祉・教育など、ソフト面を充実させる政策に力点を置いたことの一環で、その第一歩として「福祉センター」建設の話が出たようなのです。

さて、我が町の福祉行政の第一歩は、こんな経緯により出発したようですが、その遠く遠く以前から、民間の福祉活動があったことを忘れてはなりません。

それは、「向こう三軒両隣」、「遠くの親戚より近くの他人」、「困った時はお互い様」といった昔から我が国にある「共助」の心です。この精神こそが、社会福祉協議会設立の原点であり、永遠の方向性でもあります。

もともと、自分の身は自分で守る「自助」とは、人間の持つ本能のようなものですから、「福祉」とは呼びにくいものです。行政の中心である国の厚生労働省が日本国民全体を守り、北海道が北海道民全体に手を差し延べ、別海町役場が別海町民全体のことを考える「公助」こそが本来の「福祉」です。

しかし、その「公助」である福祉政策を遂行するにはお金がかかるのも事実で、景気の動向に左右されるのが実態です。毎年のように、国の法律改正や北海道の条例改正に準拠して、別海町の条例・規則、施策も変更になり、福祉の現場は、それに振り回されることも多いです。また、人手不足も深刻となり、先行きには課題が山積しております。

そんな情勢の中、社会福祉法人別海町社会福祉協議会が、平成17年（2005年）から発行している「地域福祉実践計画」も、このたび「第6期」として「令和2年度～令和4年度」版を作製しました。今後3年間の、別海町の地域福祉をどのように実践していくかの計画で、「互いにたすけあい安心して暮らせる町」を目指しております。

本実践計画の策定に当たりまして、策定委員、社会福祉協議会理事・評議員の皆様をはじめ、住民アンケート、福祉関係団体、町内会の皆様からいただきました貴重なご意見とご提案に、心からお礼の言葉を申し述べます。

令和2年3月

社会福祉法人 別海町社会福祉協議会
会 長 山 口 長 伸



目 次

第 1 章 第 6 期地域福祉実践計画の基本的事項・・・・・・・・・・ 1

第 2 章 別海町における現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第 3 章 基本目標・重点推進項目・事業内容・・・・・・・・・・・・ 6

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14





第1章 第6期地域福祉実践計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

超高齢社会を迎え、高齢者のみ世帯・一人暮らし高齢者世帯の増加や少子化、人口減少による担い手不足など、様々な生活課題が表面化しています。

こうした生活課題には公的な福祉サービスだけでは対応が困難なものもあり、地域での見守りをはじめとする住民主体の地域福祉活動が必要となってきました。

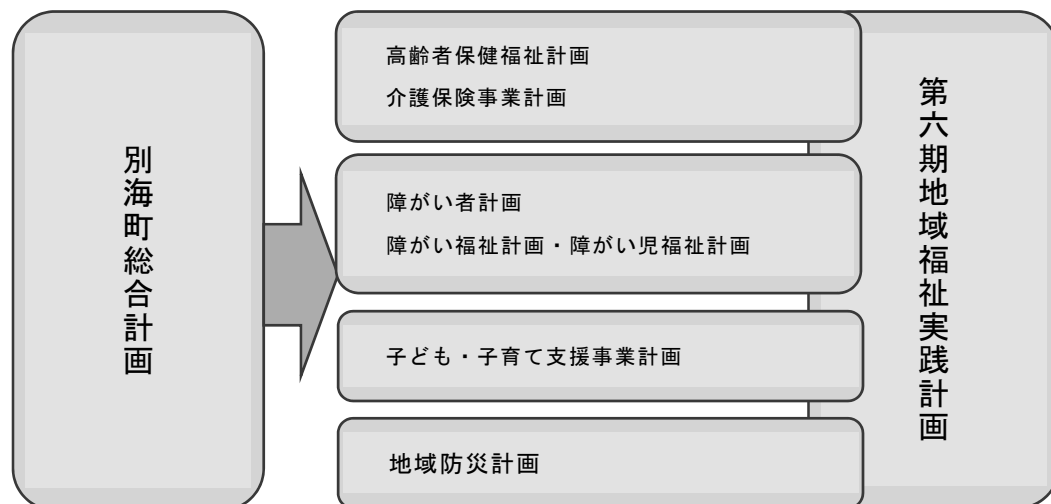
社会福祉協議会は、これらの多様な課題に対して地域住民やボランティア団体、民生委員児童委員協議会をはじめとする関係機関や行政機関と相互に協力し生活課題の解決に取り組み、地域福祉を推進してきました。

今回、第5期地域福祉実践計画の継続・発展として、年齢や障がいの有無に関わらず様々な世代が地域福祉活動に参加し、地域住民が互いにたすけあい、住み慣れた別海町で安心して自分らしく暮らし続けることのできる町を目指して、第6期地域福祉実践計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、別海町総合計画をはじめ、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、地域防災計画などと連動した計画となります。

■ 関連計画との関連



3 実施主体

社会福祉法人 別海町社会福祉協議会

4 計画期間

令和 2 年度を初年度とし令和 4 年度を最終年度とする 3 か年計画とします。

5 実践計画の構成

基本理念「互いにたすけあい安心して暮らせる町」

5 つの基本目標を定め、基本理念の実現に向けて、地域福祉活動を展開していきます。

基本目標

- 1 住民参加による地域福祉活動の充実
- 2 ボランティア活動の充実
- 3 介護サービスの充実
- 4 施設サービスの充実
- 5 社会福祉協議会組織運営の充実



第2章 別海町における現状と課題

1 地域経済の状況

○現状

町の基幹産業は酪農・畜産・漁業であり、酪農・畜産については規模の拡大、機械・施設の大型化によって名実共に全国一の酪農大国となっています。

漁業については、秋サケ漁をはじめ、ホタテ・ホッキ・ホッカイシマエビなどが主力の沿岸漁業や増養殖事業による資源管理型漁業が行われています。

商工業では基幹産業と密接な食品加工業が中心に展開され、これらの農業、漁業を生かした畜産物、海産物のブランド化や体験型観光、滞在型観光など、雄大な自然を生かした取り組みが産業毎の連携によって行われています。

○課題

各産業での後継者対策や雇用の確保が課題としてあり、事業者と行政の連携した取り組みが求められています。

また、商業施設が町の一部に集中しているため買物弱者対策が求められています。

2 高齢者の状況

○現状

町の人口は、平成31年3月31日現在14,980人で、65歳以上人口は4,090人（高齢化率27.30%）であり、町民の3.7人に1人が65歳以上となっています。

平成28年3月31日現在と比較すると、人口は514人減少し、65歳以上人口は222人増加しています。

総人口が減少し、高齢者が増加する少子高齢化、核家族化が進行し、公的サービスでは介護保険や総合事業、町独自のサービスが提供されています。また、自主的な通いの場となる活動としては、老人クラブ活動やサークル活動、行政や介護事業所、町内会などによる運動教室やサロン活動も行われています。さらに、判断能力が低下した人については日常生活自立支援事業、成年後見制度により住み慣れた地域での生活を支援しています。

○課題

高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らすことができるよう、医療、介護及び地域の関係団体と連携を図る「地域包括ケアシステム」の構築を進めるとともに、増加が見込まれる要支援、要介護認定者のニーズに対応すべく、介護員の確保が求められています。

※本計画では国連の世界保健機構(WHO)の定義を引用し、「65歳以上の人」を高齢者としています。





3 子育ての状況

○現状

町では少子高齢化や核家族化により、子育ての環境が大きく変化し、子育てに関する価値観の多様化や地域住民とつながりの希薄化などもあり、子育てに不安を抱える保護者が増加しています。

公立私立の認定こども園やへき地保育園、民間託児所など保育環境の整備を図っています。また、子育て支援センターや乳幼児母親家庭教育学級により、育児教育や相談及び子育ての情報提供に努めています。さらに、児童の放課後の健全育成を目的とする放課後児童クラブの設置、児童虐待等への対応、ひとり親家庭への支援など、各種子育て支援事業を実施しています。

子どもの医療費については中学校 3 年生までを無償化し、子どもの疾病の早期治療を促進するとともに、子育て世代の経済的負担緩和を図っています。

○課題

保護者の就労環境の変化に対応した保育環境のさらなる充実と、親子が自由に交流できる居場所の提供や地域での支えあいによる子育て支援活動の充実が求められています。



4 障がい者の状況

○現状

町の身体障害者手帳所持者は、平成 31 年 3 月 31 日現在 616 人（人口比 4.11%）、精神障害者保健福祉手帳所持者が 103 人（人口比 0.69%）、療育手帳所持者の 195 人（人口比 1.30%）を合わせると 914 人（人口比 6.10%）が手帳の交付を受けています。

障がい者（児）サービスでは、入所施設やグループホーム、就労継続支援 B 型、児童発達支援・放課後等デイサービス、居宅介護事業者等が相談支援事業所と連携して、本人の希望する生活を支援しています。

平成 29 年には、別海市街地に放課後等デイサービス事業所が新たに開設され、更なる支援体制の整備が図られています。

また、障がいのある人の自宅での生活を支えるために、判断能力に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度での支援を社会福祉協議会、行政、関係機関、地域住民が連携して取り組んでいます。

○課題

障がいのある人が、できる限り自宅や住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指し、更なる公的サービスの充実のもと、障がいについての正しい理解と認識を深め「支えあい・助け合いの気持ち」を持つことができる地域づくりを進めるための広報・啓発活動の推進が求められています。

※本計画では、法律名などの名詞の場合「障害」とし、それ以外は「障がい」と表記しています。





5 保健・医療・福祉

○現状

町には町立別海病院と2か所の診療所があり、町立別海病院は本町における唯一の病院として、一次医療の安定的な提供と救急告示病院として夜間休日の救急患者の受け入れを行っています。また、道東ドクターヘリが2009年に運行を開始したことにより早期の高度救命処置が可能となり、救命率の向上につながっています。

さらに、日常生活上の看護や機能回復訓練を訪問看護ステーションで実施し、在宅医療に取り組み、公立私立の歯科診療所・町民保健センター・母子健康センター・地域包括支援センター・介護保険事業所・障害者総合支援事業所・子育て支援機関・教育機関等とともに住民の健康的な生活を支えています。

○課題

高度化、多様化する医療ニーズに対応した医療体制の充実と、子どもから高齢者まで、すべての住民が健康でいきいきと安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉等の関係機関の連携した取り組みの充実が求められています。



6 住民活動による福祉のまちづくりの推進

○現状

町では、健やかに暮らせる福祉のまちを目指し、公的サービスの充実や地域住民同士の支えあいや、たすけあいによる地域福祉の推進に取り組んでいます。

社会福祉協議会では住み慣れた町で、高齢者や障がい者、子育て世代や子どもにやさしい住民主体の取り組みとして、単位町内会や地域のボランティアなどが、それぞれの地域に合った活動ができるように、小地域ネットワーク活動と呼びかけ、令和元年度では8地区が指定を受けて、見守り活動をはじめ、懇談会やサロン活動などを行っています。

また、近年、日本各地で頻発する大災害を受けて、災害時の対応、地域でのたすけあいなどに関心を持ち熱心に取り組む地域も出てきています。

さらに、地域には様々な課題があり、それらの解決にむけて、社会福祉協議会・地域住民・行政・民生委員児童委員などが連携し取り組んでいます。

○課題

今後、少子高齢化がさらに進行する見込みであり、様々な生活課題に対応するためには、地域住民が主体となり、関係機関と連携して地域で支えあう地域福祉の更なる充実が求められています。





第3章 基本目標・重点推進項目・事業内容



基本目標1 住民参加による地域福祉活動の充実

社会福祉協議会では、第5期地域福祉実践計画に基づいて、小地域ネットワーク活動、高齢者に対応する支援、障がい者の自立と社会参加活動への支援、子育て世代への支援など幅広い事業に取り組んできました。これらの事業の実践が、社会福祉協議会の目指す地域福祉の基本的な姿勢となります。

町においては、少子高齢化が進行し、核家族化、一人暮らし高齢者、生活困窮や虐待、引きこもり、自殺などの複雑な生活課題が見られます。また、日本各地で発生する自然災害をきっかけに、町においても地域のつながりとたすけあい活動が再認識され、自然災害などに備えての活動が町内会毎に実践報告されています。

このように地域住民の主体的な地域活動によって明らかとなった課題について、地域住民自らが解決する姿勢が求められるとともに、社会福祉協議会として行政・住民・関係機関との連携を一層深め継続した支援に努めていくことが必要です。

(計画期間)

	重点推進項目	事業内容	2	3	4
1	多様な方法による住民ニーズの把握	① 社会福祉協議会が行う事業などを通して、アンケート並びに地域住民との懇談会を開催し、ニーズの把握に努め、次回の事業展開に繋がります。	➡		
2	各種相談窓口の開設及び相談機能の充実	① 日常的に悩みを抱える方々や福祉サービスが必要とする人達が、地域で安心して自立した生活を送ることができる相談体制の充実を図ります。 また、複雑・多様化し専門性を有する相談が増えてくる中、関係機関と情報の共有を行い適切な支援に取り組めます。 ア 総合相談窓口としての相談対応の充実 イ ベつかい安心サポートセンター相談対応の充実 ウ 苦情解決窓口の充実 ② 低所得者・高齢者・障がい者世帯や離職者、要保護世帯などで、一時的に生活が困難となった世帯に対し、必要な資金の貸付を行い自立した生活が送れるように、行政、民生委員などと連携して支援に取り組めます。 ア 生活福祉資金の相談・貸付・情報提供 イ 愛情銀行資金の相談・貸付・情報提供	➡		

	重点推進項目	事業内容	2	3	4
3	要援護者への支援	① ベつかい安心サポートセンター事業 認知症・知的障がい・精神障がい等、判断能力の低下した人を対象に権利擁護事業を行います。 ア 日常生活自立支援事業の充実（北海道社会福祉協議会受託事業） ・専門員、生活支援員など関係者の資質向上のため研修機会を設け適切な支援に努めます。 イ 成年後見実施機関事業の充実（別海町受託事業） ・制度の周知活動や関係機関との連携を深め、支援の必要な人に適切な支援を提供できるように取り組みます。 ・成年後見制度利用促進基本計画の作成及び中核機関の立ち上げに、町と協働で取り組みます。 ※新規 ② 災害援護金の交付 災害により生計中心者を失った遺児家族及び家屋の全焼・全壊世帯へ援護金を交付します。 ③ 歳末見舞金交付事業 支援を必要とする生活困窮世帯を対象に、新しい年を迎えるにあたり、歳末見舞金（義援金）を交付します。 ④ 児童生徒進学（就職）支援金交付事業 経済的理由により就学困難な小学校及び、中学校最終学年の児童・生徒の保護者を対象に、進学（就職）に対する支援金を交付します。 ⑤ 要援護者生活支援金支給事業 不測の事態により緊急に援護が必要な世帯に、生活困窮を解消し、その後の生活の自立に繋げることを目的に生活支援金を支給します。 ⑥ 生活支援体制整備事業への取り組み ※新規 地域住民が主体となった生活支援、介護予防サービスの充実に向けて、地域の支えあいを広め、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりに町と協働で取り組みます。			
					
					
					
					
					
					
					

	重点推進項目	事業内容	2	3	4
4	小地域ネットワークの充実	① 地域での新たな活動や課題解決のきっかけとなるように、実践発表・グループワーク等の研修会を通して自分達に何ができるのかを考える機会を設け、活動の充実を推進します。 ② 実践者の高齢化が進んでいるため、新たな担い手の確保に向けて、住民主体による声かけ、安否確認・見守り活動などを推進するため、活動の支援と活動費の助成を継続して行います。			
5	福祉活動の活性化と担い手の育成	① 町内会・団体・サークル・学校などの要望に応じた内容の講座を、地域へ出向いて開催します。地域の福祉活動が、主体的かつ活発に実践できるよう支援していきます。 ② 介護者の知識・技術向上を図り、不足する町内介護員の拡充のため介護職員初任者研修の開催に積極的に取り組めます。			
6	交流事業による地域のつながりの強化	① 障がいの有無や年齢を問わず様々な人が集まり、親睦、交流を深める機会を設けていきます。			
7	高齢者福祉の充実	① 個々に祝品を贈呈する事業から、地域全体で高齢者を支えることができる地域づくりなどの事業に移行を進めていきます。			
8	福祉環境の充実	① 住民・企業からの寄贈、収集活動によって贈呈された福祉用具の貸出し、共同募金助成を受け整備された福祉用具・行事用テント貸し出しを行います。			
9	地域福祉に対する意識の高揚	① 福祉について理解を深める福祉講演会及び社会福祉大会の開催、地域福祉に貢献された方々への感謝の意を表する顕彰などを隔年で開催します。 ア 社会福祉大会の開催 イ 福祉講演会の開催 ウ 表彰伝達の実施 ② 法人設立 50 周年大会について開催時期・内容の検討を行います。			
					



基本目標 2 ボランティア活動の充実

ボランティアセンターに登録するボランティア団体は、令和元年度 14 団体で、その団体の設立趣旨に沿った福祉活動と 12 個人がそれぞれの特色を生かした活動に取り組んでいます。

活動内容は、団体や個人がそれぞれの住む地域において、高齢者や障がい者、子育て支援など自分たちの持つ特技を生かした活動に取り組んでいます。福祉施設などへのボランティア活動も長期にわたり継続的に取り組まれ、入所者と地域、施設と地域のつながりを保つためのボランティア活動として定着しています。

近年多発する自然災害の対応として、災害時のボランティア活動、災害ボランティアセンターの運営なども新たな活動として求められています。ボランティア活動は、60 代以上の実践者が多く、高齢化が進んでいることから、小・中・高校生を対象とした、ボランティア活動や地域福祉活動への理解を深める機会を設け、子どもから高齢者まで、すべての世代が地域を支える担い手となるように努めていく必要があります。

(計画期間)

	重点推進項目	事業内容	2	3	4
1	ボランティアセンター機能の充実	① ボランティア事業の実施上の諸問題について協議する運営委員会を開催し、ボランティア活動の推進と活性化に努めます。 ② ボランティア活動にかかる活動費の支援を行い、ボランティアの負担を少なくすることで活動を継続、発展できるよう努めます。 ③ ボランティアセンターだより、社会福祉協議会広報、ホームページの活用、講習会・研修会の開催を通して、ボランティアに興味のある人を増やし、地域福祉活動への理解を深めるきっかけづくりを進めていきます。			
2	災害時の支援体制の整備	① 災害、防災に関する情報の発信と、行政・町内会・民生委員児童委員・ボランティア・社会福祉協議会が連携して災害時に災害ボランティア活動を行えるように、情報の発信や研修会などに取り組みます。			



基本目標 3 介護サービスの充実

社会福祉協議会では、障がい者（児）や高齢者など、介護サービス等を必要とされる方々が、住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的として、サービス提供に努めています。

高齢者や介護が必要な人を社会全体で支える介護サービスの普及や介護予防が進む中、社会福祉協議会では、ケアマネージャー・介護員・看護師などの職員がスキル向上を目指した職場内研修や外部研修などに積極的に参加するとともに、町・医療機関・介護保険事業所・障がい者総合支援事業所などの関係機関と連携して、質の高いサービスの提供に取り組めます。

さらに、外出支援サービス、配食サービスを町受託事業として提供することで、地域で自立した生活が確保できるように取り組めます。

課題となる介護員不足については、町との共催により介護職員初任者研修を開催し、有資格者を育成するなど、介護員確保に努めます。

(計画期間)

	重点推進項目	事業内容	2	3	4
1	要支援者等の生活援助 及び自立への支援	① 要介護認定や総合事業対象者、障がい認定を受け、介護サービスが必要な方へ、充実したサービス提供を行い、利用者が自分らしく地域で生活できるように取り組めます。 ア 居宅介護支援事業の充実 イ 居宅介護事業の充実 ウ 介護予防・日常生活支援総合事業の充実 エ 障害者居宅介護事業の充実 オ 訪問入浴介護事業の充実 ※ 介護員の確保 ② 別海町受託事業として、車いすやストレッチャーのまま乗れる車で病院などに送迎する外出支援サービスと、調理が大変な高齢者・障がい者にお弁当を届けて、安否確認を行う配食サービスを提供します。			



基本目標 4 施設サービスの充実

入居者の心身の状態に応じた自立性尊重を基本に、高齢者の特性に配慮した住みよい住環境の提供、バランスのとれた食事の提供、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病・災害等緊急時の対応処遇に万全を期するなど、総合的なサービスの提供を図ります。

また、年々変化する高齢者福祉施設のニーズに対応しながら、入居者が健やかで充実した生活を送ることができるよう個別処遇計画を作成し、個々の状態に応じた対応、外部サービス（介護サービス、各種サークル活動への参加）の利用などに配慮し生活を支援していきます。

施設の指定管理については、令和2年度をもって指定が満了となるため、継続的に施設の管理経営ができるよう、これまでのノウハウを生かしながら計画を策定し、申請・指定を目指します。

(計画期間)

	重点推進項目	事業内容	2	3	4
1	指定管理者制度によるケアハウスみどり野の管理・経営	① 入居者ができるだけ自由で安心して、自宅での暮らしに近い生活を送ることができるように支援をします。 ア 個別面談・個別ケース会議・入居者会議の充実 イ 健康管理と保健衛生の徹底 ウ 緊急時の対応と非常災害対策の徹底 ② 地域社会の一員として、共に支え合い生活できるよう開かれた施設づくりを目指します。 ア 施設の一般開放 イ 自治会活動支援 ③ 住みよい住環境と食事の提供を目指します。 ア 掲示物・飾り物・図書の実施 イ 通常食、行事食、誕生会、非常食の実施 ④ 入居者のニーズに応えるとともに家族・地域の方々に信頼される事業を行います。 ア 季節行事・交流事業・敬老事業・学習会など イ 喫茶の会・レクリエーションなど ⑤ 継続的に施設の管理経営ができるよう、これまでのノウハウを生かしながら計画を策定し、申請・指定を目指します。	→	→	→



基本目標 5 社会福祉協議会組織運営の充実

社会福祉協議会の運営は、行政からの公的資金を受け経営しています。

各種事業については、共同募金助成金・寄付金・会費、町や北海道社会福祉協議会からの委託費などで実施していますが、厳しい経済情勢の影響を受け、経費の節減に努めながら事業を進めていく必要があります。

事務局体制については、生涯学習センター建設に伴い事務所の移転を予定しておりますが、介護事業所については、新たな移転先の準備を進めていく必要があります。

また、業務の多様性と専門性に応じた職員配置を行うため、研修会などへの積極的参加により、役職員の知識・技能向上に努めます。

(計画期間)

	重点推進項目	事業内容	2	3	4
1	広報活動の充実	① わかりやすい情報発信に取り組みます。 ア ホームページの開設 ※新規 イ 広報紙の充実 ウ チラシやポスター掲示の充実 エ パンフレットによる周知の充実			
2	地域福祉を推進するための組織・運営・事業に係る安定的な財源の確保及び財務運営の強化	① 本会が行う事業が、地域住民に一層の理解と協力を得られるよう取り組みます。 ② 法人運営については、町補助金を受け、規則などに基づき適正に執行します。 ③ 本会監事による監査を受けて、適正に取り扱われるよう取り組みます。			
3	組織運営の充実	① 社会福祉協議会の将来像や今後の事業展開について、三役会議、理事会、評議員会などの会議で協議、意見交換を行い、事業の推進に取り組みます。 ② 事業を推進していくうえで、行政や民生委員児童委員・町内会・介護事業者・社会福祉法人・NPO 法人など関係機関との情報交換・意見交換など連携を図りながら各種事業に取り組みます。			

	重点推進項目	事業内容	2	3	4
4	役職員の資質向上と法令遵守の徹底	① 制度改正や新たな課題への取り組みなど本会の役職員の研修会や講習会などに参加し、資質の向上に取り組み、事業等に還元します。 ② 地域福祉の推進役として位置付けられている社会福祉法人として、法令規則に基づいた事業の実施と会計処理に取り組みます。			
5	業務体系の整備	① 事業を推進するために、個々の職員がその能力を十分に発揮できる職員配置を行い、事務局体制を確立して、法令に基づいた労務管理を適切に行っていきます。 ② 本計画期間中には、生涯学習センターが設立され、社会福祉協議会事務所の移転を予定しています。事務所移転後においても、町と連携を図り、年齢や障がいの有無を問わない様々な世代の交流の拠点となるよう一層の充実を図っていきます。 ③ 介護事業所事務所の移転先については、民間や町が所有する施設の借用などを検討し介護サービスの提供に努めます。 ④ 移転後の事業内容を検討していきます。			 
6	計画の進行管理と実践、評価	① 第6期地域福祉実践計画の実効性を高め、確実に実施するために、理事会ならびに評議員会等での意見を求めて進めていきます。 ② 評価にあたっては、PDCAサイクルを活用し、本計画に基づく基本目標の推進状況や達成度を定期的に把握・評価します。 ③ 必要に応じて適宜見直しなどを行い、本計画の着実な推進と反映に努めていきます。			



資 料 編

1 別海町の人口推移	15
2 高齢者の状況	16
3 介護保険認定状況	16
4 別海町の介護保険事業所	17
5 身体障害者手帳交付状況	18
6 療育手帳交付状況	19
7 精神障害者保健福祉手帳交付状況	19
8 別海町の障害者総合支援事業所	20
9 別海町社会福祉協議会主要財源の推移	21
10 第6期地域福祉実践計画策定要綱	22
11 第6期地域福祉実践計画策定委員会設置運営要領	23
12 第6期地域福祉実践計画策定委員名簿	24
13 用語集	25



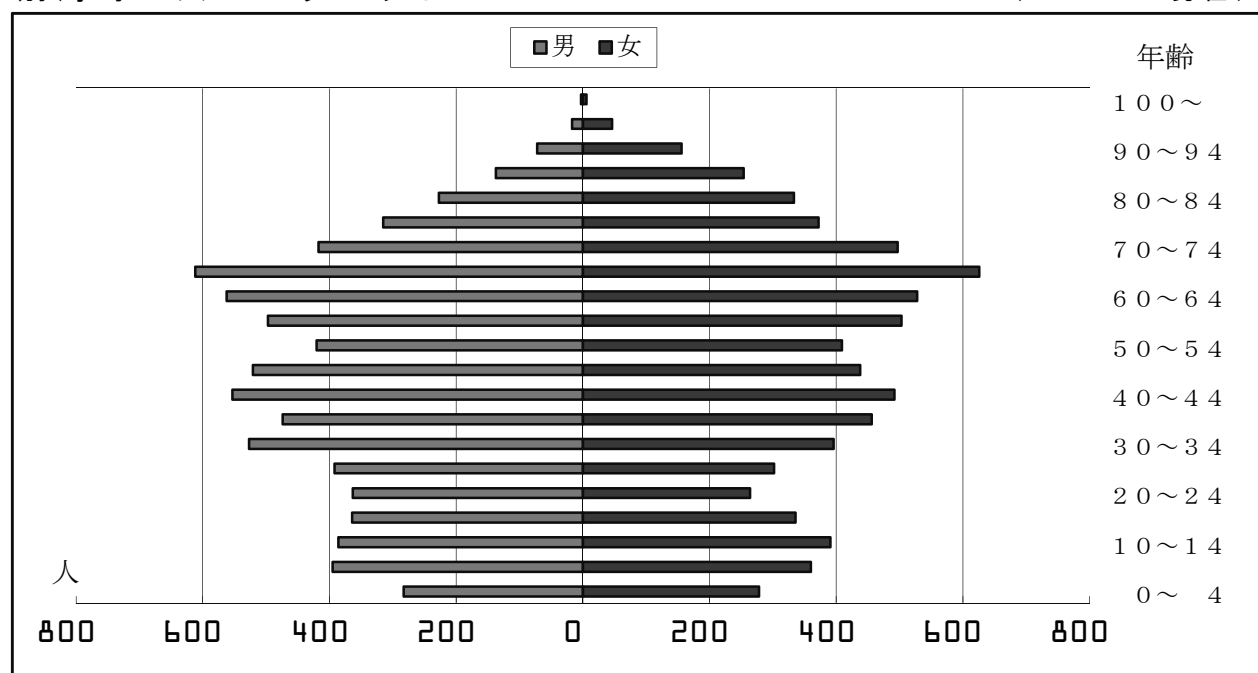
1 別海町の人口推移

(基準日：3月31日)

	平成29年			平成30年			平成31年			比較増減(H31-H29)		
総人口	15,358			15,144			14,980			-378		
	外国人	外国人含まない	合計	外国人	外国人含まない	合計	外国人	外国人含まない	合計	外国人	外国人含まない	合計
0～4歳	0	629	629	0	600	600	1	560	561	1	-69	-68
5～9歳	0	805	805	0	774	774	0	755	755	0	-50	-50
10～14歳	1	795	796	0	778	778	0	777	777	-1	-18	-19
15～19歳	10	671	681	11	680	691	17	683	700	7	12	19
20～24歳	86	519	605	90	506	596	112	515	627	26	-4	22
25～29歳	74	735	809	84	664	748	108	586	694	34	-149	-115
30～34歳	45	916	961	52	885	937	53	870	923	8	-46	-38
35～39歳	14	1,001	1,015	13	952	965	14	916	930	0	-85	-85
40～44歳	5	1,081	1,086	6	1,056	1,062	5	1,040	1,045	0	-41	-41
45～49歳	5	877	882	5	922	927	5	954	959	0	77	77
50～54歳	4	878	882	1	863	864	3	826	829	-1	-52	-53
55～59歳	2	1,070	1,072	4	1,014	1,018	3	997	1,000	1	-73	-72
60～64歳	3	1,181	1,184	2	1,132	1,134	2	1,088	1,090	-1	-93	-94
65～69歳	3	1,244	1,247	3	1,263	1,266	2	1,236	1,238	-1	-8	-9
70～74歳	0	791	791	1	876	877	2	912	914	2	121	123
75～79歳	0	647	647	0	642	642	0	687	687	0	40	40
80～84歳	0	596	596	0	573	573	0	560	560	0	-36	-36
85～89歳	0	407	407	0	409	409	0	391	391	0	-16	-16
90～94歳	0	207	207	0	213	213	0	228	228	0	21	21
95～99歳	0	51	51	0	62	62	0	63	63	0	12	12
100歳以上	0	5	5	0	8	8	0	9	9	0	4	4
合計	252	15,106	15,358	272	14,872	15,144	327	14,653	14,980	75	-453	-378

別海町の人口ピラミッド

(H31.3.31現在)

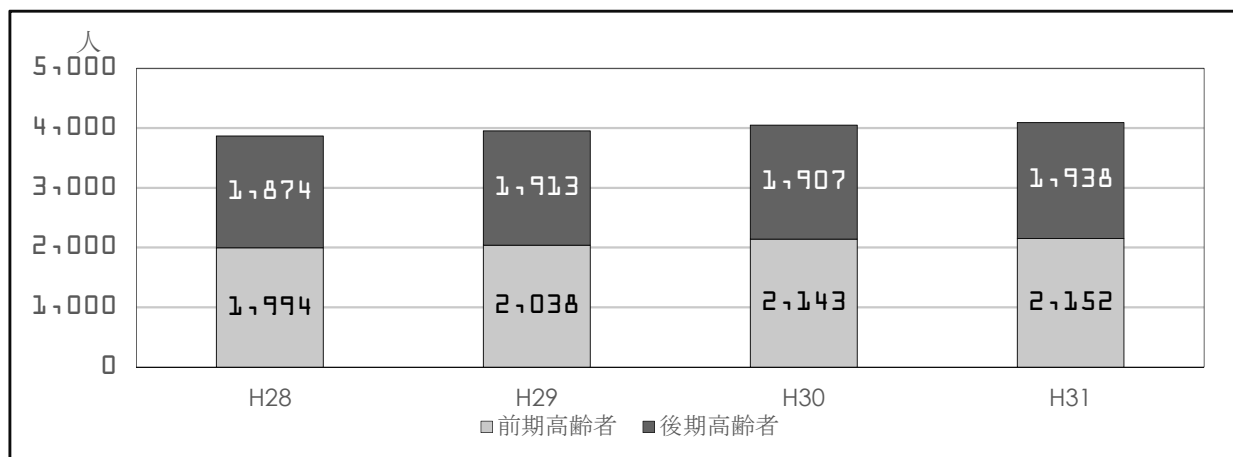


2 高齢者の状況

(基準日：3月31日)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	比較増減(H31-H28)
総人口	15,494	15,358	15,144	14,980	-514
高齢者数	3,868	3,951	4,050	4,090	222
前期高齢者	1,994	2,038	2,143	2,152	158
後期高齢者	1,874	1,913	1,907	1,938	64
高齢化率	24.96%	25.73%	26.74%	27.30%	2.34%

前期高齢者は65歳～74歳、後期高齢者は75歳以上
高齢者数

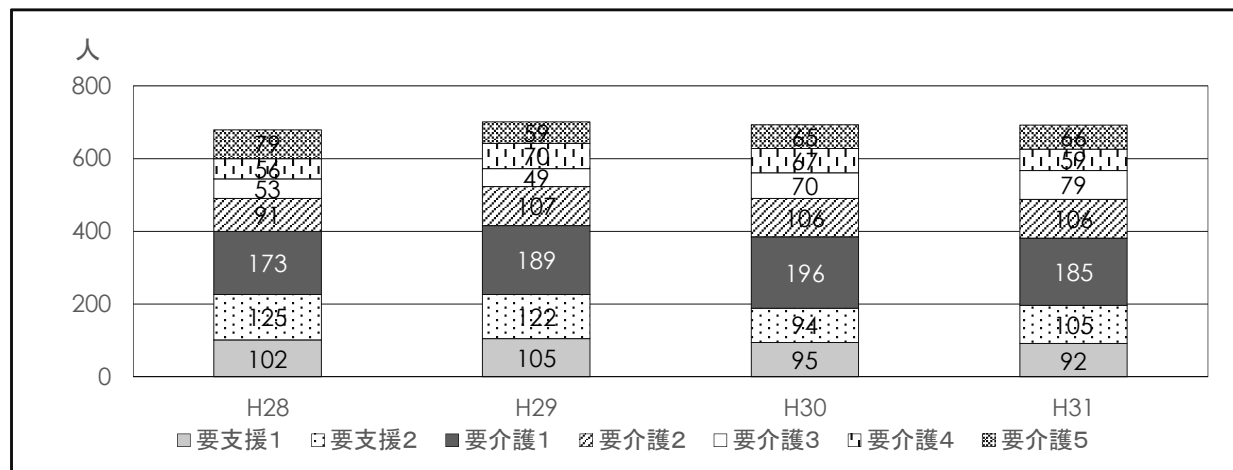


3 介護保険認定状況

(基準日：3月31日)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	比較増減(H31-H28)
高齢者数	3,868	3,951	4,050	4,090	222
認定者数	679	701	693	692	13
認定率	17.6%	17.7%	17.1%	16.9%	-0.6%
要支援1	102	105	95	92	-10
要支援2	125	122	94	105	-20
要介護1	173	189	196	185	12
要介護2	91	107	106	106	15
要介護3	53	49	70	79	26
要介護4	56	70	67	59	3
要介護5	79	59	65	66	-13
計	679	701	693	692	13

介護保険認定数



4 別海町の介護保険事業所

訪問介護			
社会福祉法人別海町社会福祉協議会	介護サポートセンターほほえみ	別海西本町36	0153-75-0034
道東あさひ農業協同組合	JA道東あさひ訪問介護事業所	西春別駅前曙町9-3	0153-77-4111
別海厚生企業組合	ホームヘルプステーションすずらん	別海鶴舞町6-45	0153-79-5535
中春別農業協同組合	JA中春別訪問介護ステーションあさひな	中春別南町3	0153-76-3383
訪問入浴			
社会福祉法人別海町社会福祉協議会	訪問入浴介護事業所	別海西本町36	0153-75-2148
訪問看護（予防訪問看護）			
別海町訪問看護ステーションやまびこ		別海西本町103-3	0153-75-0862
デイサービス（予防デイサービス）			
社会福祉法人べつかい柏の実会	デイサービスセンターひだまり	別海西本町52-2	0153-75-0151
笑楽福祉工房有限会社	デイホーム笑楽	別海川上町57	0153-75-3222
道東あさひ農業協同組合	JA道東あさひ西春別デイサービスセンター	西春別駅前曙町9-3	0153-77-4111
別海厚生企業組合	西春別デイサービスすずらん	西春別81-23	0153-77-5588
デイケア（予防デイケア）			
別海町老人保健施設すこやか		別海西本町104	0153-75-3226
福祉用具貸与事業所			
株式会社メルプ		別海常盤町138	
介護ショップケア太郎		別海西本町9	0153-79-6230
居宅介護支援			
別海町居宅介護支援事業所		別海常盤町280	0153-75-0883
社会福祉法人別海町社会福祉協議会	居宅介護支援事業所ケアサポートしゃきょう	別海西本町36	0153-75-2400
笑楽福祉工房有限会社	笑楽居宅介護支援事業所	別海川上町57番地	0153-75-3222
老人福祉施設			
社会福祉法人べつかい柏の実会	特別養護老人ホーム清翠園	別海西本町52-2	0153-75-2224
老人保健施設			
別海町老人保健施設すこやか		別海西本町104	0153-75-3226
ショートステイ【福祉】（予防ショートステイ【福祉】）			
社会福祉法人べつかい柏の実会	特別養護老人ホーム清翠園	別海西本町52-2	0153-75-2224
ショートステイ【医療】（予防ショートステイ【医療】）			
別海町老人保健施設すこやか		別海西本町104	0153-75-3226
グループホーム（予防グループホーム）			
別海厚生企業組合	グループホームすずらん	別海鶴舞町6-45	0153-79-6230
株式会社育成	グループホーム育成会まごころ	別海川上町20-11	0153-79-6700
株式会社育成	グループホーム育成会ぬくもり	西春別駅前寿町118番地	0153-77-5600
小規模多機能型（予防小規模多機能型）			
株式会社育成	小規模多機能ホーム育成会のえがお	別海川上町20-11	0153-79-6700
居宅療養管理指導（予防居宅療養管理指導）			
医療法人社団いちご会	ウエル歯科診療室	別海西本町82	0153-75-2216
(株)松川薬局		別海西本町39	0153-79-5411
町立別海病院尾岱沼診療所		尾岱沼潮見町213-4	0153-86-2625
別海町立西春別駅前歯科診療所		西春別駅前栄町28	0153-77-2021
別海町立尾岱沼歯科診療所		尾岱沼潮見町213-3	0153-86-2744
別海調剤センター薬局		別海西本町49	0153-79-6000
(有)たかつ薬局		別海西本町16	0153-79-5112
予防支援			
別海町地域包括支援センター		別海常盤町280	0153-79-5500

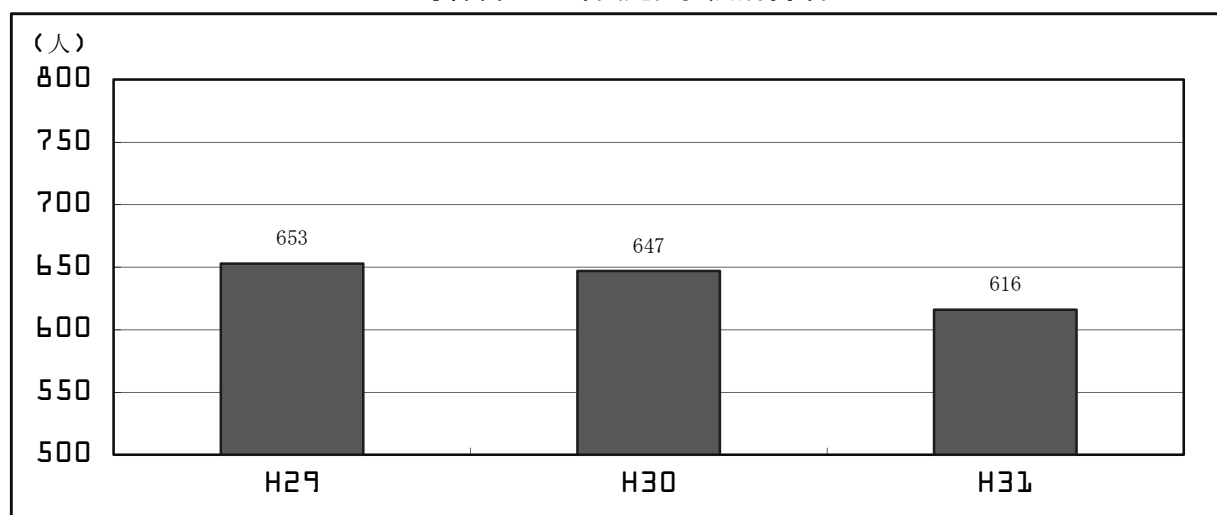
5 身体障害者手帳交付状況

(基準日：3月31日)

		平成29年	平成30年	平成31年	比較増減 (H31-H29)
総人口		15,358	15,144	14,980	-378
手帳所持者数		653	647	616	-37
人口割合		4.25%	4.27%	4.11%	-0.14%
内訳	障がい者	644	636	607	-37
	障がい児	9	11	9	0
等級別内訳	1級	183	184	169	-14
	2級	92	88	86	-6
	3級	125	127	122	-3
	4級	171	170	163	-8
	5級	41	39	40	-1
	6級	41	39	36	-5
障がい別内訳※	視覚障がい	31	30	30	-1
	障がい者	31	30	30	-1
	障がい児	0	0	0	0
	聴覚・平衡感覚障がい	42	47	44	2
	障がい者	40	45	44	4
	障がい児	2	2	0	-2
	音声言語障がい	5	13	13	8
	障がい者	5	13	13	8
	障がい児	0	0	0	0
	肢体不自由	388	385	371	-17
	障がい者	383	378	365	-18
	障がい児	5	7	6	1
	内部障がい	187	207	195	8
	障がい者	185	204	190	5
	障がい児	2	3	5	3

※平成30年から複数障がいがある人は各障がいに集計しているため手帳所持者数と障がい別内訳は一致しません

身体障がい者(児)手帳所持者

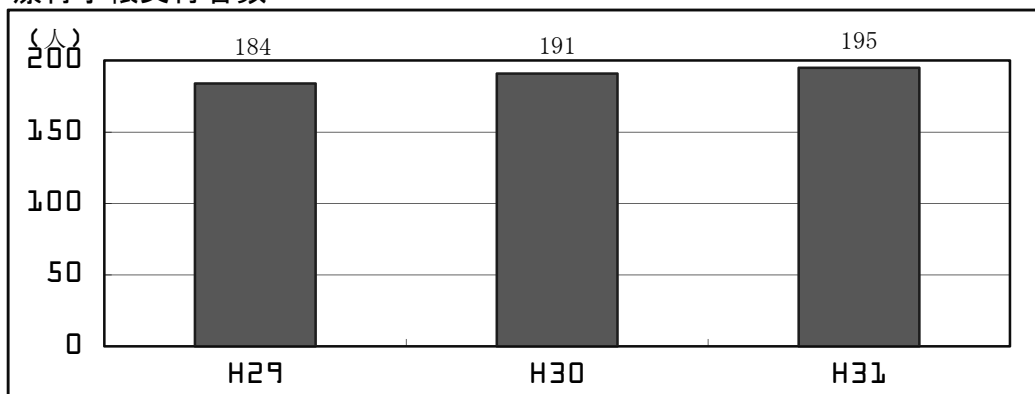


6 療育手帳交付状況

(基準日：3月31日)

		平成29年	平成30年	平成31年	比較増減 (H31-H29)
交 付 者 数		184	191	195	11
人 口 割 合		1. 20%	1. 26%	1. 30%	0. 10%
	知的障がい児	45	57	60	15
	A	9	11	12	3
	B	36	46	48	12
	知的障がい者	139	134	135	-4
	A	66	66	65	-1
	B	73	68	70	-3

療育手帳交付者数

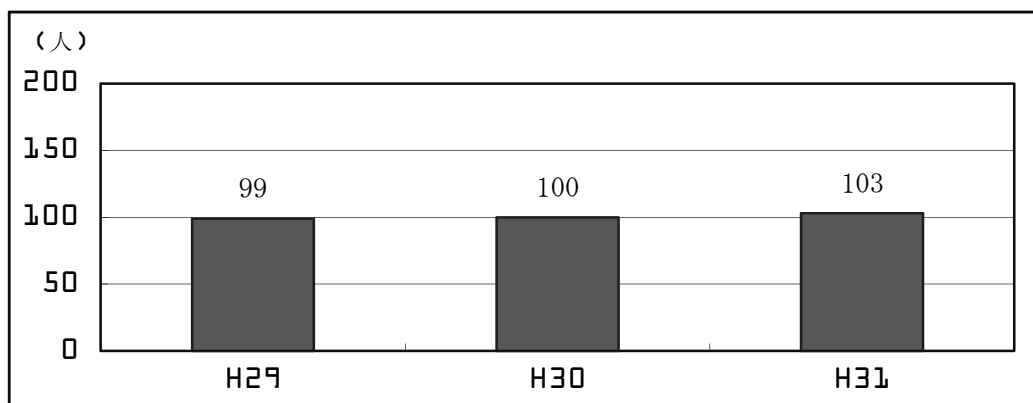


7 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(基準日：3月31日)

		平成29年	平成30年	平成31年	比較増減 (H31-H29)
交 付 者 数		99	100	103	4
人 口 割 合		0. 64%	0. 66%	0. 69%	0. 04%
	精神障がい児	0	0	0	0
	1 級	0	0	0	0
	2 級	0	0	0	0
	3 級	0	0	0	0
	精神障がい者	99	100	103	4
	1 級	12	13	15	3
	2 級	59	53	53	-6
	3 級	28	34	35	7

精神障がい者保健福祉手帳交付者数



8 別海町の障害者総合支援事業所

居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護

社会福祉法人別海町社会福祉協議会	介護サポートセンターほほえみ	別海西本町36	0153-75-0034
道東あさひ農業協同組合	JA道東あさひ介護事業所	西春別駅前曙町9-3	0153-77-4111
別海厚生企業組合	ホームヘルプステーションすずらん	別海鶴舞町6-45	0153-79-5535
社会福祉法人べつかい柏の実会	地域サポートセンターかしのみ(休止中)	別海97-9	0153-79-5111

同行援護

社会福祉法人別海町社会福祉協議会	介護サポートセンターほほえみ	別海西本町36	0153-75-0034
道東あさひ農業協同組合	JA道東あさひ介護事業所	西春別駅前曙町9-3	0153-77-4111
別海厚生企業組合	ホームヘルプステーションすずらん	別海鶴舞町6-45	0153-79-5535

行動援護

社会福祉法人べつかい柏の実会	地域サポートセンターかしのみ(休止中)	別海97-9	0153-79-5111
道東あさひ農業協同組合	JA道東あさひ介護事業所	西春別駅前曙町9-3	0153-77-4111

短期入所(ショートステイ)

社会福祉法人べつかい柏の実会	短期入所柏の実学園	別海97-9	0153-79-5111
----------------	-----------	--------	--------------

生活介護

社会福祉法人べつかい柏の実会	生活支援事業所ライフサポートかしのみ	別海97-9	0153-79-5111
----------------	--------------------	--------	--------------

施設入所支援(障害者支援施設での夜間ケア等)

社会福祉法人べつかい柏の実会	障害者支援施設柏の実学園	別海97-9	0153-79-5111
----------------	--------------	--------	--------------

就労移行支援

社会福祉法人べつかい柏の実会	就労支援センター ワークス・オーク	別海97-9	0153-79-5111
----------------	-------------------	--------	--------------

就労継続支援B型

特定非営利活動法人	スワンの家	別海常盤町292-10	0153-75-3881
社会福祉法人べつかい柏の実会	就労支援センター ワークス・オーク	別海97-9	0153-79-5111

共同生活援助(グループホーム)

社会福祉法人べつかい柏の実会グループホーム	ひまわり	別海旭町416	0153-75-3100
社会福祉法人べつかい柏の実会グループホーム	さくらホーム	別海常盤町246-24	0153-75-0611
社会福祉法人べつかい柏の実会グループホーム	こすもす	別海旭町422	0153-75-1881
社会福祉法人べつかい柏の実会グループホーム	あかり	別海宮舞町125-1	なし
社会福祉法人べつかい柏の実会グループホーム	ひかり	別海宮舞町122-8	0153-75-3455

地域移行支援・地域定着支援・サービス等利用計画・障害児支援利用計画

社会福祉法人べつかい柏の実会	相談室るーぷ	別海宮舞町256	0153-74-8117
----------------	--------	----------	--------------

児童発達支援・放課後等デイサービス

別海町児童デイサービスセンター	にこっと	別海常盤町280	0153-75-1829
-----------------	------	----------	--------------

放課後等デイサービス

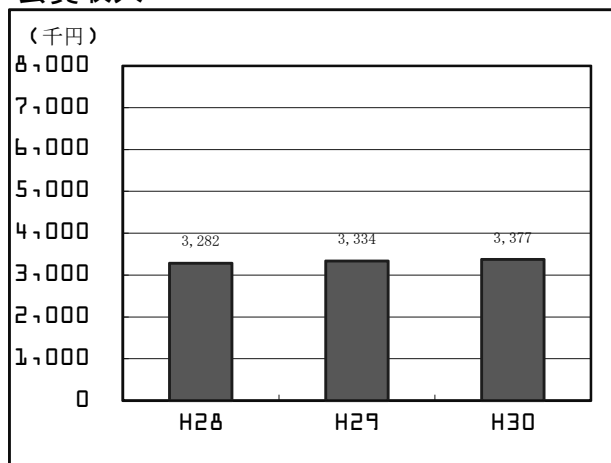
一般社団法人ヒューマンハーバー別海	こども広場ひかり	別海220番地の19	0153-77-9630
-------------------	----------	------------	--------------

9 別海町社会福祉協議会主要財源の推移

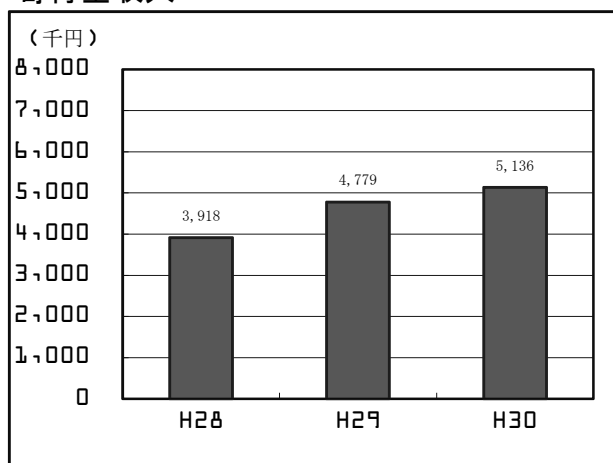
単位：千円

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	比較増減 (H30-H28)
会 費 収 入	3,282	3,334	3,377	95
寄 付 金 収 入	3,918	4,779	5,136	1,218
町補助金収入	48,464	48,332	48,364	-100
共 募 配 分 金	3,887	4,063	4,121	234
合 計	59,551	60,508	60,998	1,447

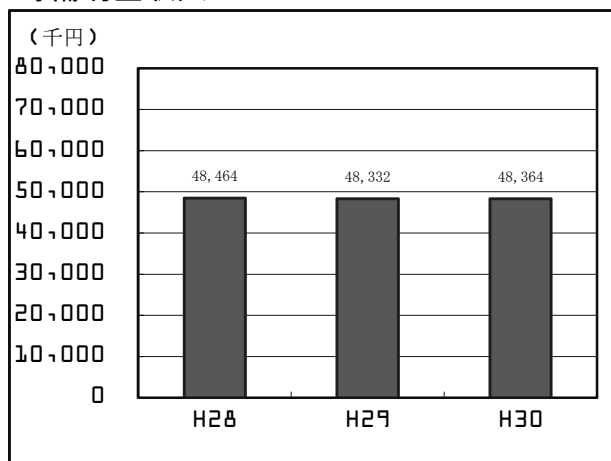
会費収入



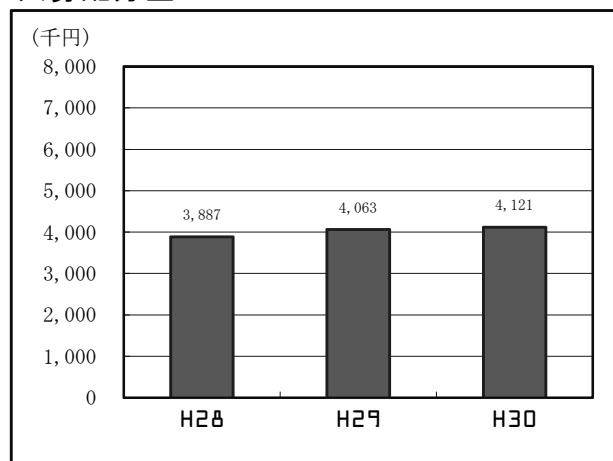
寄付金収入



町補助金収入



共募配分金



10 第6期地域福祉実践計画策定要綱

- 1 主 旨 第5期地域福祉実践計画の継承と発展を図りながら、第7次別海町総合計画をはじめとする福祉関係の各計画と連携を図り、新たな地域福祉づくりに向けた第6期地域福祉実践計画を策定する。
- 2 実施主体 社会福祉法人別海町社会福祉協議会
- 3 策定年度 令和元年度
- 4 計画期間 令和2年度から令和4年度
- 5 計画内容 基本目標を設定し、第5期地域福祉実践計画の継承と発展を図り、第7次別海町総合計画をはじめとする福祉関係の各計画と連動した第6期地域福祉実践計画策定を推進する。
- 6 策定方法
 - (1) 地域福祉実践計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、計画策定の協議を行う。
 - (2) 別海町の福祉に関する各計画について情報収集を行い、町の計画と歩調を合わせた計画づくりを行う。
 - (3) 各分野における情報の収集と地域住民からの意見集約などを行い、計画策定作業を進める。
 - (4) 理事会・評議員会に、計画策定の進捗状況を適時報告する。
 - (5) 策定委員会からの答申を、本会の理事会・評議員会で議決し決定する。
- 7 事務局 事務局は、社会福祉法人別海町社会福祉協議会に置き、策定委員会等の進行管理・庶務を行う。
- 8 その他 本要綱は基本的な指針を示すものであり、この要綱に定めるもののほか必要な事項は本会会長と策定委員長が協議の上定める。
- 9 附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、第6期地域福祉実践計画が理事会並びに評議員会で承認されるまでとする。

11 第6期地域福祉実践計画策定委員会設置要領

- 1 目 的 第6期地域福祉実践計画（以下「実践計画」という）策定に際し、広く地域福祉ニーズの把握、個別課題の整理、先行事例の調査、各種情報収集等を行うとともに、より幅広い意見・提言を求め、具体的な計画策定に取り組む事を目的として、実践計画策定委員会を設置する。
- 2 業 務 実践計画策定委員の業務は第5期地域福祉実践計画の見直しと新たな課題への対応（継承・発展）を協議・検討するとともに、第7次別海町総合計画並びに各福祉計画との連携を図り、別海町社会福祉協議会に答申する。
- 3 構 成
 - (1) 策定委員会は町内会組織、福祉団体、行政福祉担当、民生委員児童委員、NPO法人、ボランティア団体、関係機関、本会理事等の代表者をもって構成する。
 - (2) 策定委員会には、委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選により定める。
- 4 会 議
 - (1) 策定委員会は委員長が召集し、会議の議長となり会議を統括する。
 - (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時はその職務を代理する。
 - (3) 委員長は必要があると認められるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞くことができる。
- 5 任 期 委員の任期は委嘱日より実践計画策定終了までとし、任期途中に委員の交代があった場合、前任者の残任期間とする。
- 6 経 費 策定委員会に係る経費は、社会福祉法人別海町社会福祉協議会が負担する。
- 7 施行細目 この要領に定めるもののほか、必要な事項は社会福祉協議会会長が定める。
- 8 附 則 この要領は、平成31年4月1日から施行し、実践計画が理事会並びに評議員会で承認されるまでとする。

12 第6期 地域福祉実践計画策定委員名簿

委員長

氏 名	所 属 団 体
加 勢 正 司	社会福祉法人別海町社会福祉協議会

副委員長

氏 名	所 属 団 体
神 部 勝 利	別海町身体障がい者福祉協会

委員（順不同）

氏 名	所 属 団 体
佐々木 玲子	別海町民生委員児童委員協議会
山 崎 宏	別海町町内会連絡協議会
山田 志保子	別海町手をつなぐ親の会
羽 石 義 男	別海町老人クラブ連合会
米 谷 聰	別海町在宅介護者と歩む会
佐 山 政 代	子ども一時預かり所 プーハウス
中根 富士美	ボランティアサークル サンキューの会
久 嶋 勲	北海道別海高等学校
中 澤 庄 一	社会福祉法人べつかい柏の実会 特別養護老人ホーム 清翠園
今 井 真 琴	特定非営利活動法人スワンの家
鈴 木 麗 子	別海町商工会
干場 みゆき	別海町役場

13 用語集

あ行	
NPO法人 (non-profit organization)	ボランティア活動などに取り組む民間の営利を目的としない団体。政府や私企業とは独立した存在として、町民・民間の支援の下で社会的な公益活動を行う。平成10年12月施行の特定非営利活動促進法（NPO法）によって、法人格が与えられた。
か行	
共生社会	多様な人々が、文化や慣習、生活習慣、価値観等の違いを認めあい、共に尊重しあって生活できる社会のこと。人間同士だけでなく人間と自然・生物とが共存共栄した社会も共生社会という。
権利擁護	障がいのある人や入院患者をはじめ、自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、援助者が代理・代弁することでその権利やニーズの獲得を行うこと。
子育て支援事業	児童の健全な育成のために市区町村が行う事業として、児童福祉法に規定されているもの。具体的には、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業などがある。
高齢者	65歳以上を高齢者とする場合、幅広い年齢層を含むこととなる。しかし、例えば65歳と100歳ではその社会的活動や健康度も大きく異なり、一律に高齢者としてとらえることはできない。このため、一般に65歳以上75歳未満を前期高齢者（ヤング・オールド）、75歳以上を後期高齢者（オールド・オールド）として区分している。
さ行	
市民後見人	自治体などが行う研修により、後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付け、成年後見制度における後見活動を行う一般市民のこと。研修修了者は市区町村に登録され、親族等による成年後見が困難な場合などに、市区町村からの推薦を受けて家庭裁判所から選任され、本人に代わり財産の管理や介護サービス契約などの法律行為を行う。成年後見制度の普及に伴い、市民後見人への支援・指導や家庭裁判所、自治体との連携体制が一層求められている。
生活支援体制整備事業	地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスとして、「生活支援コーディネーター」と「協議体」を設置し、「生活支援コーディネーター」が「協議体」のネットワークを生かしながら、地域の互助を高め、住民主体のサービスが活性化されるよう、地域全体で高齢者の生活を支える体制。
成年後見制度	判断能力が不十分な成年者（認知症の高齢者、知的障がいや精神障がいのある人など）を保護・支援するため、代理人などを選任し、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を代理人らが後見する民法上の制度。家庭裁判所が事案に応じて適切な後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）を選ぶ法定後見制度と、本人が前もって代理人（任意後見人）を選び、自己の判断能力が不十分になった場合の財産管理、身上監護などについての代理権を与える任意後見制度がある。
成年後見等実施機関	成年後見等実施機関は、成年後見制度利用促進法第2条において、「自ら成年後見人等となり、または成年後見人等もしくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう」と定義されています。
社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、単に「社協」とも呼ばれる。社会福祉を目的とする事業を経営する者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされているおり、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。
た行	
地域包括ケアシステム	団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。
地域包括支援センター	地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。市区町村および老人介護支援センターの設置者、一部事務組合、医療法人、社会福祉法人などのうち包括的支援事業の委託を受けたものが設置することができる。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されている。

中核機関	専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関です。国基本計画では、地域の実情に応じて、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」など既存の取組も活用しつつ、市町村が設置し、その運営に責任を持つことが想定されています（市町村直営又は委託）。 「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が、ア）広報機能、イ）相談機能、ウ）成年後見制度利用促進機能、エ）後見人支援機能という4つの機能を段階的・計画的に強化していく上で、また、同ネットワークがオ）不正防止効果を発揮していく上で、中核的な役割を果たす機関であり、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められてる。
な行	
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうちで、判断能力が不十分な人が住み慣れた地域や家において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づいて、地域の社会福祉協議会の「専門員」や地域から派遣される「生活支援員」が、利用者の生活の援助を行なう。「生活支援員」は利用者の契約能力の有無等を確認したうえで、福祉サービスの利用、金銭や不動産の管理などの援助を行う。
認知症	一度獲得された知能が、脳の器質的な障害により持続的に低下したり、失われることをいう。一般に認知症は器質障害に基づき、記憶・記憶力、思考力、計算力、判断力、見当識の障害がみられ、知覚、感情、行動の異常も伴ってみられることが多い。記憶に関しては、短期記憶がまるごと失われることが多いが、長期記憶については保持されていることが多い。従来使用されていた「痴呆」という用語は侮蔑を含む表現であることなどから、「認知症」という表現が使用されることとなった。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を備え、両者の役割を果たすことが可能な施設。多様化する就学前教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢として、2006（平成18）年に制度化された。就学前の児童に幼児教育又は保育を提供する機能、地域における子育て支援機能を備え、職員の配置及び資格、教育及び保育の内容、子育て支援について規定された認定基準（2012（平成24）年4月からは、都道府県条例で定める基準）を満たす施設は、都道府県知事から認定こども園の認定を受けることができる。地域の実情に応じて幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型がある。認定を受けた施設は、保育所であっても、利用者と施設との直接契約による利用となり、利用者は利用料を直接施設に支払う。
は行	
PDCAサイクル	plan（立案・計画）、do（実施）、check（検証・評価）、action（改善）の頭文字を取ったもの 行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業にいかそうという考え方。
べつかい安心サポートセンター	別海町社会福祉協議会が実施する事業。 高齢者、知的障がい者、精神障がい等判断能力が十分でない者の権利を尊重し、擁護することにより地域で安心して暮らせるよう、日常生活自立支援事業、成年後見実施機関事業を一体的に行う利用者への支援と、利用促進を図るためのPR活動等を行う。
法人後見	法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な人の保護、支援を行う。
ボランティア	個人が自発的に決意・選択し、人間のもっている潜在的能力や日常生活の質を高め、人間相互の連帯感を高める活動そのものや活動している人のこと。自発性（自立性）・無償性（非営利性）・公共性（公益性）・先駆性（開発性）などを特徴とする。ただし、非営利的有償サービスへの参加なども含まれるようになり、より多義的なものとなっている。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
その他	
	社会福祉協議会のシンボルマーク 社会福祉及び社会福祉協議会の「社」を図案化し、「手を取り合って、明るい、幸せな社会を建設する姿」を表現してる。 （昭和47年6月 全国社会福祉協議会 制定）

第6期地域福祉実践計画

令和2年3月発行

編集・発行 社会福祉法人別海町社会福祉協議会
〒086-0203 北海道野付郡別海町別海西本町3番地
TEL0153-75-2148 FAX0153-75-0457



赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金の一部助成を受けています。